

平成24年度行政官長期在外研究員報告書簡（第11回）

氏 名 古 川 善 敬	所属庁・官職 水戸家庭裁判所 判事補	派遣先 米国 ニューヨーク大学 (ニューヨーク州)
提 出 書 面 平成26年5月3日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年4月1日～平成26年4月30日）		
平成26年4月1日～平成26年4月30日 ニューヨーク大学ロースクールにおいて 授業聴講等		
・ Drug Court ・ Pretrial Opportunity Program 		

報告書簡

平成26年5月3日

水戸家庭裁判所判事補 古川 善敬
(ニューヨーク大学)

1 春学期科目受講

2年目の所属大学院において、Sentencing Seminar (量刑法, [REDACTED])
及び Criminal Law([REDACTED])を受講した。
内容や感想等を述べる。

Sentencing Seminar においては、3月までの講義で量刑ガイドラインの概要及び量刑法実務が抱える問題に関する議論を終え、今月は、そのような問題を解決するために州・連邦の双方において導入されるようになった、Treatment Court (中心は Drug Court) と呼ばれる取り組みについて講義がなされた。同制度は、薬物犯罪等の依存性の高い犯罪に対して、直ちに刑罰 (主に懲役刑) をもって臨むのは、再犯を防止するという観点から必ずしも有効ではない上、刑務所の収容人数の増加による財政逼迫という問題の大きな一因となっているという反省に基づいて導入されたものがある。州レベルでは、ニューヨーク州で導入された Drug Court はその成果において高く評価され、他の Jurisdiction における制度設計のモデルになっている。従前、連邦では、州とは異なり、Drug Court は判決後の段階でのみ活用されてきたが(Re-entry Drug Court)、各州で行われているような判決前の Drug Court こそ更生及びコストの縮減という目的の達成にとって有効であることが各州の取り組みを通じて実証されたことを受け、近年、ニューヨーク州東部地区においては、Pretrial Opportunity Program が導入された。同制度は、各州で行われている Drug Court と同様に、判決前の段階で、裁判所、保護観察官及び専門家等が協力しつつ被告人の問題の解決を図るものであり、一定の効果を挙げているとの評価を受けている。同 Program に関する調査のために、同裁判所を5月に訪問する予定であるので、調査の結果も踏まえつつ、同 Program について次回の報告書簡で詳細に報告したいと考えている。

また、Criminal Law では、殺人及び正当防衛論について多くの時間が割かれた。2年目の研究の中心テーマである正当防衛については、これまで自身が各種文献を読む中で得てきた知識を再整理するよい契機となった。5月の2週目には、所属大学院での講義が終了するので、人事院に提出する最終レポートの作成にとりかかりたいと考える。

2 移民法関係の調査

東京地方裁判所の竹林俊憲判事が移民法の実務調査に来られたので、事前に関連文献等を調査した上で、その調査に同行した。手続面から現行の移民

法関係分野の抱える問題に至るまで理解を深めることができたが、最も印象に残ったのは、米国の退去強制手続に関する制度設計に、米国の証拠法が大きく関わっているという点である。

米国においては、退去強制命令を発令するかどうかを決する行政段階において、訴訟類似の当事者対立構造がとられていることに加え、被申立人に弁護人選任権が保障される（国選弁護権はないが、各種人権保護団体所属の弁護士やその他のプロボノ活動で弁護人によるサポートがなされている）など、命令の発令段階までの手続保障が厚いが、他方で、裁判所による司法審査を求めることができる事由は極めて限定されており、原則として、裁判所は行政による認定に拘束される。これに対し、日本では、行政の判断を尊重しつつも、訴訟手続において、相当に緻密な証拠調べがなされているのが現状であると思われる。

米国がこのような制度設計をとっている1つの大きな理由は、証拠法則（民事・行政事件にも厳格な Federal Rule of Evidence が適用される）による制約のため、訴訟手続においては、多様な証拠を柔軟に取り調べることにより適正・迅速な事実認定を行うことが困難であるため、そのような制約を受けない行政段階において、当事者対立構造をとるなどして手続保障を充実させつつ多様な証拠を取り調べることにより、適正・迅速な事実認定を確保する必要があったためである。

3 ニューヨーク州クイーンズ地区裁判所訪問

同裁判所の [] を訪問し、ニューヨーク州の刑事手続及び Drug Court の手続についての調査を行った。以下、後者について簡単に紹介する。

(1) 要件

- ① 被告人による有罪答弁
- ② 薬物依存の治療に対して関心を示している

(2) Drug Court の手続に入るための手続

事前に、書面で Plea Written Agreement を作成し、Treatment Program を終えることができなかった場合に課される終局処分の内容や、不服申立権の放棄等について合意をする。

(3) プログラムの期間

Felony（最高刑が懲役1年を超える）：最低1年

A Misdemeanor（最高刑が1年以下で B Misdemeanor 以外）：最低9月

B Misdemeanor（最高刑が懲役90日以下）：最低9月

従前、B Misdemeanor については、見込まれる刑罰が軽いこと Treatment プログラムを終える十分なインセンティブがないとして、Drug Court の対象外とされていたが、現在は対象に含まれている。訴追犯罪が B Misdemeanor で

ありながら Drug Court の手続が利用される典型例は、Prostitution (売春) により訴追された女性が、薬物依存の問題を抱えているというような場合であるとのことであった。

(4) 内容

日本の制度でいうと、少年審判における試験観察制度に近いといえる。専門家による治療や、保護観察官との定期的な面談等を通して、薬物と切り離された健全な社会生活を送ることができる基礎の構築を目指す。この間、定期的に裁判所に出廷することが求められ、公開の法廷で遵守事項の遵守状況等について裁判官により質問がなされる。

(5) 効果

プログラムを無事に終えることができ、問題を完全に解決することができれば、犯罪の訴追自体が Dismiss される（前科が残らない）こととなる。

4 裁判員制度についてのプレゼンテーション

所属する研究所における Workshop で、日本の裁判員制度の概要についてプレゼンテーションを行った。捜査段階における自白の任意性が争われた場合に辿る手続の流れなど細かい点も含めて教授陣や他の研究員から多くの質問がなされ、同制度に対する関心の高さに驚くとともに、裁判員制度について理解を得るよい機会になったと考えている。

平成24年度行政官長期在外研究員報告書簡（第12回）

氏 名 古 川 善 敬	所属庁・官職 水戸家庭裁判所 判事補	派遣先 米国 ニューヨーク大学 (ニューヨーク州)
提 出 書 面 平成26年6月1日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年5月1日～平成26年5月31日） 平成26年5月1日～平成26年5月31日 ニューヨーク大学ロースクールにおいて 授業聴講等 ニューヨーク州東部地区連邦裁判所にて調査		
・ Pre-Trial Opportunity Program ・ Provocation ・ Aggressor Rule 		

報告書簡

平成26年6月1日

水戸家庭裁判所判事補 古川 善敬
(ニューヨーク大学)

1 春学期科目受講

2年目の所属大学院において、Sentencing Seminar (量刑法, [REDACTED]) 及びCriminal Law([REDACTED])を受講し、5月7日ですべての講義を終えた。実体法に加え、Plea Bargaining, Plea Agreement, Sentencing Guidelineといった量刑法に関連する分野を学ぶことで、刑事司法全体の構造をより深く理解することができたと考えている。

具体的には、米国の実体刑法は、殺人罪だけでなく、多くの主要な犯罪において、日本でいうところの犯情事実に分類される事実(計画性や薬物の所持量等)に基づいて、別個の処罰規定が置かれ、それに応じて異なる法定刑が定められている。また、犯罪を行う旨の共謀に関し、共謀罪(Conspiracy)という独立の処罰規定が置かれている。このような細分化された実体刑法の定め方は、当該犯罪について有罪答弁をした場合に見込まれる量刑判断についての予測可能性を高める(連邦量刑ガイドラインは勧告的な効果しか有しないとされる)ことにより、当事者が司法取引を通じて合意しやすい環境を作り出している。また、合意の対象となった犯罪と比べて軽微な法定刑を定める共謀罪の規定は、司法取引の場面における訴訟関係人による交渉の余地を拡大しており、同様の役割を果たしている。司法取引及びそれに基づいてなされる有罪答弁は、刑事司法制度の効率的な運営という目的を達する上で不可欠な役割を果たしており、これらの制度と実体刑法の規定の在り方との関連について理解することができたのは、非常に有益であったし、今後様々な制度を考察する上での一つの重要な視座を得ることができたと考えている。

2 Pre-Trial Opportunity Program の調査 (NY州東部地区連邦裁判所)

(1) 背景

粗暴性がない又は低い薬物事犯に関する量刑実務の在り方が、刑務所の過剰収容という問題の大きな原因となり、刑務所の過剰収容は、連邦及び州の双方において、財政逼迫という問題を引き起こすだけでなく、刑務所内で実施される更生プログラムを非効率なものとしてきた。

薬物事犯に関する量刑実務の在り方が過剰収容という問題の大きな原因となった理由としては、大きく分けて3つを指摘することができる。①いわゆる末端使用者や組織の末端に属する者が厳しいMandatory Minimum (法の定める極めて厳しい要件を満たさない限りそれを下回る量刑をすることが許されな

い刑罰の下限) を定める規定により処罰されてきた、②そのような Mandatory Minimum の適用を受けない末端使用者等であっても、Mandatory Minimum と結びつく形で厳しい Sentencing Range を定める量刑ガイドラインに基づいて重く処罰されてきた、③直ちに刑務所に送る必要のない相当数の薬物犯罪者が、実刑判決を受けて刑務所に収容されてきた。

以前の報告書簡でも言及したとおり、①の問題については、Department of Justice は、Mandatory Minimum の規定が立法当時に意図されたとおりに用いられるように、検察官の訴追裁量を制限するための政策を導入することを明らかにした。また、②の問題は、Sentencing Commission が Mandatory Minimum の適用を受けない事案に適用される Sentencing Guideline を、Mandatory Minimum の規定とは切り離して作成することにより解決することができる。しかしながら、これらによっても解決できないのが③の問題であり、それを解決するために州・連邦の双方において導入されるようになったのが、Treatment Court (中心は Drug Court) と呼ばれる取組である。

同制度は、薬物犯罪等の依存性の高い犯罪に対して、直ちに刑罰(主に懲役刑)をもって臨むのは、再犯を防止するという観点から必ずしも有効ではない上、そのような刑罰権行使の在り方が財政逼迫という問題の大きな一因となっているという反省に基づいて導入されたものがある。州レベルでは、ニューヨーク州で導入された Drug Court はその成果において高く評価され、他の Jurisdiction における制度設計のモデルになっている。

従前、連邦では、州とは異なり、Drug Court は判決後の段階でのみ活用されてきたが(Re-entry Drug Court)、各州で行われているような判決前の Drug Courtこそ収容者の更生及びコストの縮減という目的の達成にとって有効であることが各州の取り組みを通じて実証されたことを受け、近年、ニューヨーク州連邦東部地区において、Pretrial Opportunity Program が導入された。

(2) 基本的前提

- ① 多くの違法薬物使用者は薬物中毒に関連した行動を理由に訴追されており、それらの中毒症状がなければ、法を順守した生活を送ることができる。薬物乱用者は再犯率の上昇に相当程度寄与している。
- ② 治療プロセスへの裁判所の関与が被告人の治療プログラムの成功率を高める。このようなプログラムを通じて判決前の段階で被告人の更生することにより、本来であれば課されてたであろう実刑判決の刑期の大幅な縮小、実刑判決以外の判決、訴追自体の Dismiss 等の優遇措置を正当化する。正当化のために、裁判所は、プログラムを通じて、犯罪者に法令を順守し、社会の枠組みの中で生活する機会を与えることで、そのような能力を涵養するとともに、プログラムがなければ課されてたであろう刑が不要であることを裁判所

及び社会に示す機会を与える。

(3) 概要

① 対象

粗暴性がなく、薬物乱用の問題を抱えている被告人で、治療に従事し、プログラムに伴う義務を遵守する意思を示していること。ほとんどの参加者が、有罪答弁 (Guilty Plea) しているが、有罪答弁をしていることは必須の要件ではない。

Pretrial Service Officer と簡裁判事が協同して、被告人が当該プログラムに適しているかどうかを決定する。

② 手続経過等

対象者の判決は延期され、最低 1 年、薬物を使用することなくプログラムを終えることを要求される。プログラム中の行動は量刑判断の際に考慮され、ケース自体が Dismiss されることもあれば、量刑上有利に考慮されることもある。

裁判官による特段の指示がない限り、量刑を担当する裁判官 (Sentencing Judge) と簡裁判事、Pre-Trial Serve Officer との定期的な面談が義務付けられるほか、違法薬物やアルコールを摂取していないかをチェックするためのテスト等が義務付けられる。弁護人は、原則として、この会議に出席することが義務付けられ、裁判官の許可を得た場合にのみ欠席を許される。検察官は、出席する義務を負わないが、出席することもできる。

プログラム実施の中心となるのは、Pretrial Service Officer であり、治療やその他社会サービスを実施するとともに、遵守事項違反等があった場合には身柄拘束をする権限が与えられている。その趣旨は、公共安全を確保するとともに、被告人の裁判所への出頭を確保するために合理的に必要な枠組みと安定を与えることにある。Pretrial Service Officer は会議に毎回出席し、書面ないし口頭で、治療の進捗状況や遵守事項の遵守状況につき、Status Report を行う。

③ 遵守事項違反への対応

いかなる違反も裁判官に報告され、法に定められた制裁の対象となる。例えば、裁判所への出頭や治療の頻度の増加や身柄拘束に加え、プログラム自体の中途終了などに制裁が定められている。

④ プログラムの履行による終了の要件

被告人は、最低 12 か月の間、違法薬物及びアルコール検査において、陰性の結果を出し続けなくてはならない。これら検査において正当な理由なく陽性反応が出た場合には、再度、その時点から 12 か月の期間が起算される。

(4) 成果

治療継続率の増加

再犯率の低下

財政支出の縮小

3 正当防衛に関するレポートの作成

正当防衛に関しては、予測される侵害に自ら身を置いた場合やそのような侵害を自ら招致した場合に被告人が正当防衛を援用することが許されるのかという問題(Provocation, Aggressor Rule)について、米国各州ではどのような法制がとられているのか、また、これらの概念をどのように陪審員に説明しているのかといった点を中心に研究を行った。この点については、研究レポートを人事院に提出することが求められており、現在その作成を行っている。

平成24年度行政官長期在外研究員報告書簡（第13回）

氏 名 古 川 善 敬	所属庁・官職 水戸家庭裁判所 判事補	派遣先 米国 ニューヨーク大学 (ニューヨーク州)
提 出 書 面 平成26年7月1日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略 (平成26年6月1日～平成26年6月30日) 平成26年6月1日～平成26年6月30日 研究レポートの作成等		
・ Aggressor Rule		
・ Provocation		

報告書簡

平成26年7月3日

水戸家庭裁判所判事補 古川 善敬
(ニューヨーク大学)

1. 研究レポートの作成 (英文)

正当防衛の主張をする被告人が、相手方からの侵害を招致した上で対抗行為に出た場合や、予期した侵害を避けることなくこれを待ち受け、その侵害が現実化した段階で対抗行為に出た場合に、そのような対抗行為は正当防衛として正当化されるのかという問題 (Aggressor Rule 又は Provocation) に関する各州の規律及びそれら概念の陪審員への説明 (Jury Instruction) の在り方を中心に研究を行った。各州の規律を大きく3つのグループに分類し、各々のアプローチの問題点及びこれら3つに共通する問題点を検討した上で、有罪無罪の評決を陪審だけに委ねるという制度の下で強く求められるルール of 明確性と、個別具体的事案において妥当な結論を導くために求められる柔軟性とをどのようにバランスをとりながら達成すべきかについて、自身の見解を研究レポートの形でまとめた。

2. 挨拶回り

実務調査をする上で特に助力いただいた研究者及び法曹実務家の方に帰国のためのご挨拶をするとともに、本年7月より米国で在外研究を開始する予定の裁判所派遣者への今後のサポートをお願いした。

3. 研究成果の帰国後の公務への活用

2年間の在外研究を通じて、得ることの出来た最も大きな成果は、司法制度の在り方を考える上での引き出しが増えたこと、視野が広がったことである。法律学の研究というと、個々の論点に関する細かい解釈論に目を奪われがちだが、2年間という長期の在外研究をへて、憲法、実体刑法、刑事手続法、証拠法、司法取引及び量刑ガイドラインといった関連法規等がどのような形で有機的に関連しながら米国刑事司法制度が成り立っているのか、すなわち、米国刑事司法制度全体についての構造的な理解を得ることができた。他国の制度を大きな枠組みをもって理解することで、当然のことではあるものの、司法制度の設計には様々なアプローチがあり、個々の法律を理解する上では、当該法律を司法制度全体の構造の中で理解する必要があるということを具体的に実感することができた。また、より広い視点で自国の制度を相対的にみつめることで、日本の刑事司法制度についての理解を深めることができたと思われる。今後日本の司法制度が直面するであろう課題への対応を考えるにあたっては、米国を含めた海外司法制度から学ぶことは多いと思われる。このような経験を通じて、他

国の制度をどのように理解し、それを自国においてどのように活用すべきかを検討する際に求められる重要な視座を得ることができたと考えている。

個々の実体法については、国によって法律及び集積している判例も異なり、直ちに活用できるとは限らないが、裁判官は個々の事件処理をするに当たっては、必要に応じて初見の法律を解釈することが求められる。米国の実体法の細かい解釈論を学ぶという経験を得たことは、今後、個々の事件処理をする上で求められる能力を養うという意味でも、貴重なトレーニングの機会となったと思われる。

2年間の在外研究を通じて、国内で実務に従事する上で有用な視点や知識・経験を得ることが出来た。今後は、裁判官としての職務において、個々の事件を処理する上でも、司法制度・法制度の設計・改善に直接的に携わるような立場で仕事をする上でも、本在外研究で得たものを活かせるよう努めたい。